

# 高等裁判所長官事務打合せ

新型コロナウイルス感染症への対応について

東京地方裁判所報告

## 東京地方裁判所

今回、新型コロナウイルス感染症に対応するに際し、この事件処理と司法行政の課題が交錯する問題への対応について、当庁の裁判官の中で、どのような手続を踏んで、どのような議論を行ってきたのか、この間の実情を説明する。

### 1 数次の裁判官申合せ

当庁では、2月中旬に、裁判員候補者を含む当事者等が体調不良を申し出た場合に柔軟に対応すること、傍聴人・来庁者がマスクを着用するのを許容すること等を内容とする最初の裁判官申合せを行い、それ以降、3月には、期日変更に柔軟に対応すること、事件関係室における3密を避ける各種の措置を取ること等を内容とする申合せを3回に亘って行い、4月の緊急事態宣言後には、継続業務以外の事件の期日を取り消すことを内容とする申合せを、その後、これを延長することを内容とする申合せ2回を行った。

いずれも、事件処理と司法行政の課題が交錯する事項であったことから、裁判官の申合せという方法で全裁判官の合意を形成することとしたものである。

なお、この間、もっぱら司法行政上の準備として、当庁の職員に感染者が発生した場合の対応案も作成した。

### 2 申合せの手続～「部」における議論の活用～

ア 今回の各申合せに当たっては、まず、所長と各代行が相談をして原案を策定し、民・刑・支部の全部総括と簡裁全室長に送付して検討を依頼した。各部総括等から提出された質問や意見を受けて、質問に回答し、意見を容れて改訂案を作成し、これを全部総括等に再度送付して、各部・各室内で陪席裁判官等への説明と部内議論を行うよう、その上で、各裁判官が賛成か否か聴取し、質問や意見があれば寄せるよう依頼した。全部総括等から全裁判官の賛否と、質問や意見が寄せられた後、全員が賛成であれば（今回、全ての申合せで、質問・意見はあったが、全員の賛成が得られた。），所長と代行とで、質問に応答し、聞くべき意見を容れて成案を作成し、もう一度全部総括等に送付して、同

案を申合せとすることで全裁判官への確認を依頼し、これをもって申合せの成立とした。

なお、急ぐときには、部総括等と陪席裁判官等の質問・意見をまとめて寄せるよう依頼するなど途中の手順を端折ったものもあったほか、前述の感染者が発生した場合の対応案の作成に当たっても、必要に応じて、同様の方法で裁判官の意見聴取を行った。

イ 全裁判官の合意を形成する方法として、上記の手続をとったのは、裁判官全員を集めて議論することが、特大庁である当庁では難しく、また、そのような方法が良い議論を生むとも思えないことに加え、現在、「部」は事件処理や部の運営についての議論をする単位として相当程度機能するようになっていることから、コロナ対応という事件処理と司法行政の課題が交錯する問題の議論についても、部を活用するのが自然かつ合理的なやり方と考えたものである。そこで、上記のように、部総括等に丁寧な説明をするなどして十分に理解をしてもらった上で、部内で議論を行ってもらったものである。

実際、この方法によった結果、各部から提出された質問や意見は、想定していた以上に有意義なものが多く、多少のバラつきはあるものの、部内でそれ相応の議論がされたことを十分に窺わせるものであった。また、この方法を取ったことに、裁判官から異論や違和感が述べられることもなかった。回を重ねるごとに、合意形成は速やかに行えるようになっていった。

### 3 部における議論の内容～各部から提出された質問・意見から～

ア 各部から提出された質問・意見から窺われる部における議論について概観すると、まず、裁判官の訴訟指揮や審理運営にどのような影響があるのか、困ったことは起こらないのかという視点からの質問・意見が最も多く、部内でかなり細かいことまで議論されていたことが見てとれた。次に、書記官事務がどうなるのか、自分の部の運営が困らないかという視点からの質問・意見が多かつた。この辺りも部内の議論として当然のことと思われる。また、より本質的に

対応案は感染症対策として科学的に疑問があるのではないかとする意見もあった。このような意見も出て良いと思う。中には、対応案に関して、外部から批判的に見られるのではないかという意見を提示するもの、外部に対する説明ぶりの提案を寄せるものもあった。

コロナ対応については、東京の場合、各裁判官も相応の危機感を持っていたからと思われるが、各申合せ案に反対する意見はなく、部内で、自分たちの身の回りの議論から、それなりに広い視野の議論まで、それ相応の議論がされていたことが窺われる。

イ 意見中には、申合せに関連して、マスクや消毒薬の配布を求めたり、カウンターへの遮蔽ビニールの設置を求めたり、電話会議システムの整備を求めたりなどするものも少なくなかった。このような事項についても部内で話がされ、要望が率直に述べられることは歓迎すべきと思う。中には、調達の困難さや事務部門の負担に思いが至らないままの要望もあったが、説明をすれば、理解され落ち着きの良い方策に収まった。

裁判官は、物品の調達や整備に関する事項のような行政的色彩が強い方面的知識を持っておらず、そういったことへの配慮には慣れていないところがあるようと思われる。

ウ また、庁全体に関わる検討事項、例えば、継続業務を担当する部署の職員を交代勤務とするために各部から人的応援を行う場合の態勢作りといったものについては、自分の部の事情を挙げて当該部署への協力に消極的な意見が出ることもあった。勿論、説明をすれば、理解して再検討がされた。

部における議論で、部の事情を検討するのは良いのだが、庁の全体状況にまではなかなか議論が及んでいないこともあることが窺われる。裁判官にも庁全体を視野に入れた議論を期待したい。

エ 感染者が発生した場合の対応案について、部の意見を聞いた際、中には、感染者が出た場合の濃厚接触者の想定範囲をできるだけ狭くして、その後の執務

を継続し易くしようという考えが前面に出ている意見があった。想定範囲を狭くして執務を続けた者に感染者が出てしまった場合のリスクといった、大局的なリスク管理の感覚が足りないとと思われた。この点を説明し、再考を求めたところ、理解が得られた。

部における議論では、このようなリスク管理の観点からの議論までは行われていないことが窺われる。裁判官にも、このような観点からの配慮も一定程度期待したい。

オ 直近、緊急事態宣言が解除された場合を想定して、どのような事件を処理するか、どのような執務態勢を取るかについて検討をしているが、民事部の各部からは、この点に関し、できるだけ多数の事件を動かしたい、手持ち事件数を減らすようにしたいといった方向からの質問や意見が少なくなかった。所長・代行から、宣言が解除された場合にも残る人の移動・接触に対する回避要請の程度や地域の諸情勢を踏まえて検討すべきであり、事件処理を進めたいという方向からだけ考えることは相当ではない旨、また、在宅勤務が求められる間は、複雑困難事件の記録検討や長期係属事件の方針検討など、自宅でのまとまった時間を利用してこそできる仕事に注力すべきであり、事件数を過度に意識する必要はない旨説明をしたところ、その辺りは理解された。

部における議論では、ともすると裁判所・裁判官の世界における優先順位が前に出た議論となりがちで、社会全体の情勢を踏まえた議論をするというバランス感覚には、まだ足りないところがあるのかもしれない。

そして、事件の滞留が好ましくないのは勿論だが、近年、判断や審理の質を高める取組みを続けてきたものであり、このような局面でも、このような局面でこそ、説得力や通用性のある裁判を目指す姿勢を忘れないようにしたい。

カ 他方、直近、裁判員裁判をめぐっては、宣言が解除されるとは確定しておらず、今後の感染状況も予想できない段階で、選任手続期日が迫ってきている事件について、この期日を維持するかどうかが、部総括の間で議論となつた。取

り消さないままでは裁判員候補者を直前まで不安定な状況に置くことになる一方、身柄拘束の長期化を避ける必要もあり、一律には論じられないということになり、結局、感染状況の変化やこれに伴う社会の動きを見ながら、それぞれの事件の特性を踏まえ、当事者の意見も聴取しつつ、順次判断していくこととし、併せて、期日を実施する場合の感染拡大防止措置について検討を進めることになった。

議論を経て、部総括の間では、広く考慮すべき要素を視野に入れて、バランスの取れた判断を心掛けることの大切さが共有されたように思われる。

#### 4 特大庁であるが故の難しさ

別の局面であるが、東京地裁は、管内支部・簡裁を含め裁判官 500 名以上、一般職 1800 名以上を擁する特大庁であり、コロナ対応のために全庁的な方策を講ずる場合にも、特に情報の伝達や共有について、特大庁であるが故の難しさを感じることもあった。

足元でいえば、本庁民事部の部総括を集めて前記の裁判官申合せのための打合せを行う場合も、総勢約 50 名であるから、3 密を避けるには、高裁の大会議室を借りて半数ずつ 2 回に分けて開かねばならず、そこから思うに任せなかった。また、申合せが形成されるごとに、部総括から部の主任書記官へというルートと、首席・次席から主任書記官へというルートと 2 方向から情報が流れるようにしたが、それでも、申合せの趣旨や狙いといった点は、全ての主任書記官に十分に伝わっていたとはいえないかった。他にも、特大庁であるが故に、通常部からは離れた場所にある特殊部の執務状況、その繁忙や苦労といったことが見ておらず、その実情が肌感覚として認識されていなかったことから、特殊部への人的応援につき通常部書記官室の協力を得るには、首次席から時間をかけて説得をしなくてはならないということもあった。

さらに、緊急事態宣言が解除された場合の検討にあっても、事務局では、高裁事務局と共に、開廷前の時刻に極めて混雑する庁舎のエレベーターにおける

3密を回避するため、搭乗人数の制限や入庁者の制限を含め対策の検討がされていたところ、裁判部では、法廷における3密を避けるため、開廷時刻を小刻みに指定するといった方策の検討がされていた。この問題は、本来、全体としての人の流れをどのようにコントロールするかを事務局と裁判部とで統一して考えるべきであろう。特大庁の事務局と裁判部との間でなかなか情報の共有には至っていない。

## 5 まとめ

今回のコロナ対応は、事件処理と司法行政の課題とが否応なしに交錯する問題であったことから、各裁判官がこれについて考え、各部において議論するには、適した題材であったと思われる。

一連の申合せの形成を通じて、このような問題についても、各裁判官が考え、部で議論することに一定程度習熟できたのではないか、議論の幅も広まったのではないかと思っている。

なお、特大庁における情報の伝達・共有についても、これを機に問題点の洗い出しから行いたい。